

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当	ふりがな おだはら
	—		健康福祉局 高齢健康福祉課 電話	担当者名 大田原 生きがい係 671-3920

設 計 書

- 1 委託名 令和5年度オンラインによる介護に関する入門的研修運営委託
- 2 履行場所 受託者事業所内その他指定する場所
- 3 履行期間
又は期限 期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
 期限
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項

- 6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう介護に関する入門的研修(以下「入門的研修」という。)を実施する。
研修実施にあたっては、eラーニング動画を活用し、オンライン形式により実施する。

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※ 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

. -

内 訳

業 務 価 格

. -

消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 相 当 額

. -

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
オンラインによる入門的研修運営委託						
eラーニング動画による入門的研修の運営開始に向けた準備	受講マニュアルの作成	1	式			
チラシ作成		1	式			
受付フォームの作成・運用		1	式			
受講者の募集・問い合わせ対応等	受講対象者の確認、受講者への連絡及びテキスト郵送、問い合わせ対応、受講者の進捗管理、離脱防止の取組の紹介及び受講継続の支援、受講修了者へのその他取組の紹介	1	式			
システム管理費		1	式			
レポート(アンケート)の実施		1	式			
連絡調整・事務費		1	式			
人件費		1	式			
一般管理費		1	式			
計						
消費税及び地方消費税相当額						
委託代金額						

※ 概算数量の場合は、数量金額を()で囲む。

令和5年度オンラインによる介護に関する入門的研修運営委託仕様書

1 事業名

令和5年度オンラインによる介護に関する入門的研修運営委託

2 趣旨・目的

介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう介護に関する入門的研修（以下、「入門的研修」という。）を実施する。研修実施にあたっては、eラーニング動画と顔認証システムを活用し、オンラインにより実施する。

3 履行場所

受託者事業所内その他指定する場所

4 業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

（受講者募集は令和6年2月29日まで、eラーニング動画の視聴は令和6年3月22日まで）

5 研修の概要

(1) 対象者

介護の仕事への就労意欲がある横浜市民及び介護に関心を持つ横浜市民。なお、修了証明書を発行するため、横浜市に住民票がある者のみ受け付けることとする。

(2) 受講者数

100名程度

(3) 受講料

テキスト代も含めて無料

(4) 研修内容

「介護に関する入門的研修の実施について(平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)」に基づいて実施する基礎講座及び入門講座の合計21時間の研修とする。

(5) 実施方法

以下の項目を満たしたオンライン形式での実施とする。

ア 令和2年度及び令和3年度の厚生労働省補助事業「介護のしごと魅力発信等事業」の一環として株式会社 産経新聞社（以下「産経新聞社」という。）が制作した入門的研修のeラーニング動画を活用すること。

（eラーニング動画：研修の紹介 約15分×1本+本編 約30分×42本）

イ 受講者以外の方が視聴した場合に動画の再生を停止するなど、受講者本人が研修動画を視聴していることを確認するための顔認証システムを活用すること。

(6) 対象機器

顔認証システム対応（カメラ内蔵、もしくは外付けカメラで対応）のスマートフォン・タブレット（iOS、Android）、パソコン（Windows）

6 委託業務の内容

(1) eラーニング動画による入門的研修の運営開始に向けた準備

横浜市が、eラーニング動画の著作者である産経新聞社から、eラーニング動画の使用許諾を受ける。

受託者は、eラーニング動画の内容について、事前に把握しておくこと。また、受講マニュアルを作成すること。

(2) チラシ作成

研修内容・申込方法等、必要事項を掲載した受講者募集チラシを作成すること。（データのみで作成し、印刷は不要）

(3) 受講者の募集・申込受付

web 上に受付フォームを作成し、受講者の募集を行うこと。受付フォームでは、受講に必要な情報のほか、受講動機等の簡単なアンケートを実施する。アンケートの項目は、事前に横浜市と協議すること。アンケートの結果は集計を行い、横浜市に提出すること。

なお、受講者募集の広報は、横浜市も広報よこはま（はま情報）への掲載等により実施する。

(4) 受講対象者の確認

受講申込があった場合、随時横浜市に受講対象者（横浜市に住民票のある者）であるかの確認を行う。

(5) 受講者への連絡及び研修テキストの郵送

受講対象者と決定した受講者へ、メールにより受講方法や受講 ID・パスワード等の必要事項を連絡すること。

また、研修テキスト（204 ページ）を受講者へ郵送すること。

(6) 問い合わせ対応

受講開始にあたっての e ラーニング動画の視聴方法や顔認証システムの使用方法、受講中における研修内容への問い合わせ等に対応すること。

(7) 受講者の進捗管理

毎月 1 回程度、顔認証システムで受講者の受講状況を確認し、必要に応じてメール等により、受講を促すこと。

(8) レポート（アンケート）の実施

e ラーニング動画の視聴が完了した受講者に対し、レポート（アンケート）を実施すること。レポート（アンケート）は web 上のアンケートフォームで、受講者が回答しやすい方法で実施すること。レポート（アンケート）の項目は、事前に横浜市と協議すること。レポート（アンケート）の結果は集計を行い、横浜市に提出すること。

(9) 受講修了者の報告

e ラーニング動画の視聴が完了し、レポート（アンケート）を提出した受講者について、必要事項を記載した名簿を毎月横浜市に報告すること。報告に基づき、横浜市が発行する修了証明書を、受託者から受講者へ郵送すること。

(10) 研修結果の報告

研修終了後、令和 6 年 3 月 31 日までに横浜市へ研修結果を報告すること。

(11) 関係機関との連携

研修の実施にあたっては、e ラーニング動画の著作権者である産経新聞社等の関係機関との連携を図り、円滑に研修が実施できるよう努めること。

7 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

この仕様書に定める事項その他について、疑義が生じた場合は、横浜市と受託者が協議して解決するものとする。